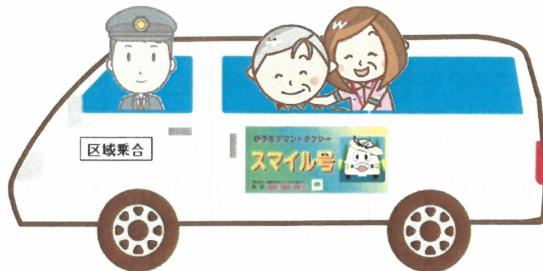


スマイル号通信

Smile Go! News Vol.20



運転免許証を自主返納された方に利用券交付実施中です！

運転免許証を自主返納された、伊予市に住民登録がある65歳以上の方を対象に、スマイル号の利用券（10回分）を交付しています。

利用券をご希望される方は、下記の手順で申請を行ってください。

◆ 手続きの方法

1 これから免許証を自主返納する方

- ① 伊予警察署に運転免許証を返納します。※返納は本人しかできません。
- ② 運転免許証と引き換えに発行される「申請による運転免許証の取消通知書」、印鑑、本人確認（健康保険証又は介護保険証）ができるものを経済雇用戦略課に持参し、利用券の交付申請を行います。
- ③ 利用券が交付されます。

2 以前に免許証を自主返納した方

- ① 経済雇用戦略課で利用券の交付申請を行います。

＜申請に必要なもの＞

- ア 印鑑
- イ 本人確認ができるもの（健康保険証又は介護保険証）
- ウ 申請による運転免許証の取消通知書
- エ 運転免許証自主返納時に返還される四隅に穴の空いた旧免許証
- オ 自主返納時に市民税務課で交付された住民基本台帳カード
【裏面に自主返納を証明するゴム印が押印されているカード】
- カ 運転経歴証明書
【免許証の自主返納時に希望者に有料で発行される証明書】

※ウ～カは、何れか1点をご持参ください。

- ② 利用券が交付されます。

3 注意点

- 本人以外の方が利用券の交付申請を行う場合は、代理申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）もご持参ください。
- 免許証の自主返納は、免許証の有効期間内に行ってください。
- 無料交付は1人1回限りです。
- 中山・双海地域事務所では交付申請はできません。
- スマイル号を利用するには、利用登録申請が必要です。
(利用登録申請は、経済雇用戦略課、中山・双海地域事務所及び支所で申請できます。登録には1週間程度かかります。)

4 その他

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方はご持参ください。半額分の利用券を交付いたします。

スマイル号の半額利用券について

心身障害者等の手帳をお持ちの方に、専用の半額利用券を販売しています。半額利用券を利用できるのは、心身障害者等の手帳をお持ちの方で登録申請をされた方のみとなっており、介護者等で同乗される方は半額利用券の対象外となります。同乗される方は、通常の利用券を購入してからご利用ください。

ご利用に当たっての注意事項、お願い

- スマイル号は通常のタクシーとは運行形態・利用方法が違います！！
※通常のタクシーとは異なりますのでご注意ください。
- 現金での乗車はできません！（必ずチケットを購入して乗車してください。）
- 乗車後の目的地の変更や途中下車はできませんのでご注意ください。
- スマイル号を利用するには、事前に利用登録が必要です。（登録は無料）
- 乗合で運行する都合上、目的地まで遠回りする場合があります。
- システムで運行を管理していますので、急な予約には対応できません。
(1時間前までの予約をお願いします。)
また、乗り合いにより運行しているため、お迎えの時間が前後する場合があります。
時間に余裕をもって予約をお願いします。
- 大型のワゴン車を使用するため、せまい場所は通行できません。

7月の利用状況	
運行日数	20日
乗車人数 (月間計)	602人
乗車人数 (1日平均)	30.1人

お電話お待ちしております。



予約センター（受付：朝8時30分から夕方5時まで）

電話：986-0010

☆スマイル号の運行に関するお問合せ窓口☆

伊予市産業建設部経済雇用戦略課 TEL 982-1111 (内線1291) FAX 982-1728